

平成 29 年 4 月 1 日

私道排水設備（道路位置指定に伴う排水設備）の取り扱いについて

道路位置指定に伴い設置される私道共同下水管については排水設備計画確認申請の前に、事前協議を義務付けておりましたが、今後の取り扱いについては下記のとおりとし、設置される共同下水管について市への無償譲渡を予定しているものについてのみ、事前協議を行います。

記

改正の要旨

- ・ 道路位置指定に伴い、私道共同下水管を布設し、市へ無償譲渡を行うものについては「公共下水道への接続に関する事前協議書」を提出すること。
なお、排水設備としては取り扱わないため、排水設備計画確認申請書の提出は要しない。
- ・ 上記の場合で、市へ無償譲渡を行わないものについては「私道共同下水管を設置者等が維持管理する旨の誓約書」を排水設備計画確認申請書に添付し下水道維持課に提出すること。

静岡市排水設備技術指針（平成 29 年度版）抜粋

V 私道排水設備（私道共同下水管）

2 設計 次の事項を設計の基準とする。

- ① 私道共同下水管の最小管径は、内径 150 mm 以上とする。
- ② ますの内径は 200 mm 以上とする。
- ③ 宅地から私道共同下水管に接続する際、私道と宅地の境界から 2 m 以内に接続ますを設置する。（葵・駿河区）
- ④ 宅内第一ますは、私道と宅地の境界から 30 cm 以内に設置する。（清水区）
- ⑤ 宅内第一ますは、公共汚水ますと同等の構造とする。（清水区）
- ⑥ ます以外の合流点については、90° 大曲り Y 管 (LT) 150 mm で接続する。
- ⑦ 私道共同下水管の起点には、必ずますを設置する。
- ⑧ 舗装復旧（アスファルト、コンクリート）等は現況復旧を原則とする。
- ⑨ 掘削、埋戻し等については、図 V-1 を参考とする。
- ⑩ 開発行為で、道路部分の市への譲渡を予定しているものは、原則として公共下水道本管の基準に準じたものを布設し市へ無償譲渡を行う。
- ⑪ 道路位置指定で、道路部分の市への譲渡を予定しているものは、原則として公共下水道本管の基準に準じたものを布設して市へ無償譲渡を行うものとし、「公共下水道への接続に関する事前協議書」を提出し施工内容について協議を行うこと。
ただし、私道共同下水管の市への譲渡を行わない場合は、私道共同下水管を設置者等が維持管理する旨の誓約書を排水設備計画確認申請書に添付し、下水道維持課に提出すること。
- ⑫ その他の事項については、III・3 屋外排水設備の設計の項に準じること。